

令和7年4月14日

件名 降ひょうによる被害を受けた梅・梨等の果樹販売農家への見舞金の支給について

4月11日（金）に、市内榛名地域・箕郷地域の一部において強い降ひょうがあり、本市の特産品である梅などの果樹に被害が確認されました。

これにより、果樹等の品質低下が想定され、出荷に大きな影響を与えることが懸念されます。

これを受け、本市では、早急な対応として、見舞金の支給を決定しました。

見舞金は、今回の降ひょうにより果樹の被害を受けた販売農家を対象に、1経営体につき一律3万円の見舞金を支給することといたしました。

今後、広報高崎やホームページ等で、見舞金支給の手続きなどをお知らせさせていただきます。

記

- 1 対象者 果樹販売農家（榛名・箕郷地域の一部）
- 2 見舞金額 農作物被害 3万円
- 3 申請方法 広報高崎5月号、市HPで周知します。
- 4 予算措置 既存予算で対応いたします。

【市長コメント】

被害を受けた農家の少しでもお役に立ちたい。

【本件に関する問い合わせ】

農政部農林課

電話:027-321-1261